

水俣湾の漁獲を禁止

ちかく知事告示

生きてゆけぬ七十戸

水俣奇病の原因は七月初め公衆衛生学界で、水俣湾の魚介類を食すに危険、という二点の結論が出された。このため県は食品衛生の立場から同法違反案によつて、弊る目的の水俣湾の漁獲を禁止することを決め二、三日うちに知事名で告示することになった。

公衆衛生学界の発表によると水俣湾のドロモのび魚介類からセレンウム、マンガン、タリウムなどの有毒物質が検出され、奇病の原因が水俣湾の魚介類にあることがハッキリ結論づけられた。ただ食品衛生法では、販売を目的とする漁獲の禁止となつてい

が、事実は、水俣湾漁場の廃棄を意味するわけで、同市月間、漫道、茂道の各部落漁民七十戸が生業の道を断たれることになる。そしてこれら漁民にと

現在、水俣湾では鹿児島出水地先

の入漁について交渉をすすめており、販賣資金の世話もしたいといつてゐる。また土拓、開拓地への入植希望者があれば農林部で世話しようという線も出ている。

十分の補償を

◇水俣漁業組合中村理事の話 奇病発生らしい原因が水俣湾内の

魚介類にあるらしいため事実上漁業は中止しているが、科学的な結論が出なかつたので組合としては禁止したくともできない立場にあつた。水俣湾内は地元漁業者はもちろんのこと、津北沿岸の網漁業者にとつても、もつともすぐれた漁場だつただけに、いよいよ漁獲販売禁止となると打撃は大きい。果としても漁業者の窮状は十分考慮したうえでの措置だと厚すが、このうえはこの漁場を放棄するに相当するだけの補償についても十分考へてほしい。